⑦　次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は上記④アの分野も含む。）に関し、平成23年４月１日以降の業務実績を有する者であること。ただし、管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。また、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

イ　平成23年４月１日以降の業務実績とは、平成23年４月１日以降に業務の契約履行が完了した設計業務（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者及び総合主任担当技術者にあっては(A)の、構造主任担当技術者にあっては(B)の、電気設備主任担当技術者にあっては(C)の、機械設備主任担当技術者にあっては(D)の項目に該当する実績を有していること。

エ　実績要件

(A)　管理技術者及び総合主任担当技術者　次のａからｃまでのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ　用途　次の(a)又は(b)のいずれかに該当する施設

(a)　事務所又は庁舎

(b)　複合用途施設（１棟で(a)の用途と認められる部分が5,000㎡以上ある建物）

(B)　構造主任担当技術者　次のａからｃまでのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ　構造　(A)ａに同じ

ｂ　規模　(A)ｂに同じ

ｃ　用途　(A)ｃに同じ

(C)　電気設備主任担当技術者　次のａからｃまでのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　用途　(A)ｃに同じ

ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備

(D)　機械設備主任担当技術者　次のａからｃまでのすべてを満たす建築物の新築又は増築（増築にあっては増築部分）の基本設計及び実施設計業務

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　用途　(A)ｃに同じ

ｃ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備

オ　管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ１名とし、各分担業務の主任担当技術者を互いに兼務することは認めない。ただし、管理技術者といずれかの各分担業務分野の主任担当技術者の兼務は認める。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

カ　管理技術者は、下記(5)④により配置する工事監理者及び各分担業務分野の監理主任技術者との兼務は認めない。

(4)　建設企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

①　北海道開発局における「建築工事」、「電気工事」及び「管工事」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく令和７・８年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　次のアからウの各工事に携わる建設企業は、北海道開発局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、アからウまでに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際の経営事項評価点数が、アからウまでに示す点数以上であること。）。

ア　建築工事　1,200点以上

イ　電気工事　1,000点以上

ウ　管工事　950点以上

③　建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業においても担当する工事において上記①及び②に示す要件を満たしていること。ただし、建築工事を複数の建設企業が分担して行う場合は、１者は上記①及び②アを、その他の者にあっては、上記①及び②の経営事項評価点数が1,100点以上であることを要件とする。

④　次のアからウまでのいずれかの実績を有していること。なお、当該実績が北海道開発局所掌の工事にあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

ア　平成23年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに完成・引渡しが完了した、次の(A)から(C)までの要件を満たす工事（以下「同種工事の実績」という。）の施工実績を有すること。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。また、(A)については元請けとしての施工実績（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のもの。）に限る。(B)及び(C)は元請け又は下請けとしての施工実績を有すること。なお、施工実績は記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

(A)　工事種別　建築工事　次のａからｃまでの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積10,000㎡以上

ｃ　用途　次の(a)又は(b)のいずれかに該当する施設

(a)　事務所又は庁舎

(b)　複合用途施設（１棟で(a)の用途と認められる部分が5,000㎡以上ある建物）